

今月の市税

Table with 2 columns: 税目 (National Health Insurance Tax), 納期限 (April 30th).

お近くの金融機関などで納付をお願いします。納期限後は納付できません。市税を納付いただくときは、税目・期別を確認してください。

休日納税窓口

市税のほか、納期限内のもので納付書をお持ちいただいたものに限り、負担金・使用料なども納付できます。

Table with 2 columns: 日時 (April 26th), 場所 (Tax Office).

→納税課(内553)

今月の保険料

今月は次の保険料の納期です。介護保険料(過年度分) 後期高齢者医療保険料(過年度分)

納期限 4月30日(木)

3月に①65歳②75歳になった方、本市に転入してきた方、所得に変更があり保険料が増額した方など

Table with 2 columns: 保険料名, 問い合わせ. Includes ①介護保険料 and ②後期高齢者医療保険料.

※4月中旬に過年度分として納付書を郵送年金天引きの方は4月15日(水)に天引き

活動中に指導者の過失で賠償責任を負った場合や、指導者自身に事故が発生した場合に保険金が支払われます。

青少年育成団体指導者 保険料率の加入者募集

国民健康保険(国保)に加入していた方が、勤務先や家族の社会保険等に加入した場合、国保脱退の手続きが必要です。

4月以降国保に加入していた期間がある方は、加入期間の国保税が発生するため、納税通知書を7月中旬に世帯主へ郵送します。

後期高齢者医療制度

令和2・3年度の保険料率が決定

後期高齢者医療制度では、皆さんが病気やけがをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費の自己負担分(1割または3割)を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただいています。

被保険者1人当たりの保険料の算出方法は下記のとおりです。令和2・3年度の均等割額は昨年度の43,300円から44,100円に、所得割額を計算する際の所得割率は昨年度の8.80%から8.72%に変更しました。

また、①所得の低い方②会社の健康保険など〔国民健康保険(国保)・国民健康保険組合(国保組合)は除く〕の被扶養者だった方は、右記のとおり軽減します。

※令和2年度後期高齢者医療保険料決定通知は7月下旬頃郵送予定

被保険者1人当たりの保険料の算出方法

Insurance fee formula: 保険料額(年額) = 均等割額 + 所得割額

(※1)前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額※雑損失の繰越控除額は控除しません

①所得の低い方の軽減措置

○均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額(※2)をもとに均等割額を軽減しています。

Table showing reduction rates for equal share based on total income.

(※2) 65歳以上(令和2年1月1日現在)の方の公的年金所得は、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定

○所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額(※1)」をもとに所得割額を軽減しています(都後期高齢者医療広域連合独自の軽減)。

Table showing reduction rates for income share based on individual income.

②会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減となります。所得割額は当面の間かかりません。

→保険年金課(内319)

児童に関する手当・医療費助成制度

各種手当などを受給するには、申請が必要です。所得制限や手当額・支給開始月など詳しくは、お問い合わせください。

Table listing various child-related benefits such as Child Allowance, Medical Fee Assistance, and Child Raising Allowance.

児童育成手当・障害手当の申請受け付け

5月1日(金)から、令和2年度児童育成手当・障害手当の申請受け付けを開始します。手当は申請月の翌月分から支給します。

ひとり親家庭、障害のある児童を養育している保護者で令和元(平成31)年分の所得が所得制限限度額未満の方(下表参照) ①印鑑②申請者名義の銀行口座番号が分かるもの③児童育成手当申請者は戸籍謄本(全部事項証明書)※本籍地が本市の方は省略可④障害手当申請者は愛の手帳1~3度または身体障害者手帳1・2級

所得制限限度額

Table showing income limits for child raising and disability allowances based on the number of dependents.

※老人扶養親族1人につき10万円、特定扶養親族1人につき25万円を加算/平成31年分の源泉徴収票は給与所得控除後の金額、平成31年分確定申告書は所得金額の合計欄で確認してください

対象控除・控除額 雑損・医療費・小規模企業共済掛金・特別配偶者控除の相当額、障害者控除27万円、特別障害者控除40万円、寡婦(夫)控除27万円(未婚でも適用)、寡婦特別控除35万円(未婚でも適用)、勤労学生控除27万円

※詳しくは子ども子育てサービス課へ →子ども子育てサービス課(内378)